

生徒心得

生活の基本

真理と正義を愛することは若人の誇りである。学問の探求と人間性の陶冶に努め、正義感にみち、自主自立の精神にあふれる明るい民主的な学園をつくるために各自が責任ある行動をとり、互いに人格を尊重しよう。

- (1) つねに旺盛な学習意欲と熱心な学習態度を堅持しよう。
- (2) 困難にくじけず物事をなすとげる強靱な精神を育てよう。
- (3) 個性を伸ばし、自立心を育てよう。
- (4) 個人の基本的権利を尊重しあい、友情を深めよう。
- (5) 責任を重んじ、何事も誠実に遂行しよう。
- (6) 社会道徳を尊重し、進んで社会の有為な形成者となるよう努めよう。

1 規律

規律ある行動によって、秩序ある楽しい学園にしよう。

- (1) 時間を厳守し、他人に迷惑をかけないように努めよう。
- (2) 公共の施設を愛護し、校具その他を大切に扱うよう心がけよう。
- (3) 自律ある行動に留意し、責任ある言動に努めよう。

2 礼儀

礼儀は、相手の人に尊敬や親愛の気持ちを表すものであり、社会生活上大切なことであることを自覚しよう。

- (1) 来客・職員に対してはもとより、生徒間のあいさつを励行しよう。
- (2) 人に接する場合は、正しい言葉づかいで、誠意をもって接しよう。
- (3) 集会・儀式は静粛にするよう心がけよう。

3 服装・頭髪・マナー

形は内面のあらわれである。本校生徒としての自覚に基づき、品位ある行動を取ろう。

- (1) 本校所定のバッジをつけた黒の「標準学生服」を着用する。
- (2) 夏季は学校の定める期間、白地のワイシャツまたは半袖ワイシャツか、ポロシャツを着用してよい。
- (3) 下履は黒の靴または運動靴を原則とする。上履は本校所定のものを用いる。
- (4) 髪の毛は、学習に影響のない程度の長さとする。ただし、パーマ・カール・毛染め等は禁止する。
- (5) 携帯電話等は、校舎内では電源を切り、使用しない。使用が必要なときは、教員の許可を得る。

4 保健衛生

健康の保持増進に努めるとともに、身体を清潔に保ち、さらに校舎内外の美化に心がけよう。

- (1) 努めて戸外に出て運動しよう。
- (2) 清掃は責任をもって実施しよう。
- (3) 教室は常に清潔に保とう。
- (4) 各種運動は所定の場所で行い、危険のないよう細心の注意をはらおう。
- (5) 規則正しい食生活を心がけよう。

5 その他

- (1) 欠席の場合は保護者から始業前に連絡する。病欠欠席が7日以上にわたるときは、原則として医師の診断書を添える。
- (2) 遅刻の場合は、保護者から始業前に連絡する。
- (3) 早退の場合は本人が口頭で申し出る。
- (4) 登校後は校外に出ない。必要あるときは許可を得て外出する。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。経済的理由等で希望する生徒は、保護者了解の上、本人

が担任に指導を受け、「アルバイト届」を提出する。

- (6) 保護者を伴わずに宿泊を伴う国内旅行（登山を含む）を行う場合は、あらかじめ「国内旅行届」を提出する。また、海外旅行を行う場合は、あらかじめ「海外旅行届」を提出する。
 - (7) 下宿より通学する場合は届け出る。下宿を変更する場合も同じく届け出る。また、下宿通学をやめたときには申し出る。
 - (8) 校内において掲示物を貼ったり、印刷物を配布したりするときは届け出て許可を得る。
 - (9) 校内において、政治的活動を行うことはできない。また、放課後や休日等における校外での活動についても、必要な場合には本校生徒としての自覚に基づき、行動すること。ただし、違法もしくは暴力的な政治活動等になるおそれが高いと認められる場合、学業や生活などに支障があると認められる場合には、制限または禁止する。
- ※ (5)、(6)、(7) は所定の届出様式に従うこと。

部室使用規程

- (1) 使用時間 部活動の時間に限る。
- (2) 鍵 使用後は必ず施錠し、所定のキーボックスに返却する。
- (3) 清掃管理 定期試験終了後、各部一斉清掃を徹底する。
- (4) 使用内容 文化部は活動場所として、また運動部は更衣および用器具置場として使用するもので、その活動に必要な私物等は持ち込まない。
- (5) 部員以外の者の出入り
 - ① 部員以外外の生徒の出入りは、原則として禁止する。
 - ② 部外者（OB等）の出入りは、必ず受付・顧問を通す。
- (6) 校庭南側部室脇の便所 校庭南側の部室を使用する部で、当番をつくり、清掃につとめる。
- (7) その他 上記ルールを守れない場合は、部室の使用を禁止する。なお、生徒会が部活動の活動状況を把握するため、部室使用状況を定期的に確認する。また、破損などがある場合は、速やかに顧問に申し出る。

交通に関する諸規程・手続き

1 自転車通学に関する規程

- (1) 「自転車通学届」に必要事項を記入し、学校に提出する。
- (2) 交通指導係で「自転車通学届」の記入に不備がない事を確認できたら、ステッカーを交付する。
- (3) 「自転車通学届」は当該年度内のみ有効とする。年度が改まったら「自転車通学届」を再び学校に提出し、更新の手続きをすること。
- (4) 自転車通学にあたっては、次の事項をよく守ること。
 - ① 点検整備を実施し、安全が確認された自転車であること。また、変形ハンドルや改造等により危険を伴うと思われる自転車でないこと。
 - ② 交通法規を遵守するとともに、安全運転を心掛けること。特に以下の点については、十分注意すること。
 - i. 夜間はライトを点灯すること。
 - ii. 雨天時には雨合羽を着用すること（傘差し運転の禁止）。
 - iii. 並列走行、二人乗り、携帯電話等を使用しながらの運転、イヤホン等を利用しながらの運転など、危険な乗り方をしないこと
 - ③ 自転車は校内の指定された場所に鍵をかけて駐輪すること。

- ④ 事故や違反のあった場合は速やかに警察、学校に連絡すること。

2 バイクの運転免許取得に関する規程

- (1) バイクの運転免許（以下「免許」という。）の取得は、次の項目に該当する者について、条件を附して認めることがある。
 - ① 「バイク通学に関する規程」に基づき、通学上必要やむを得ないと考えられる者。
 - ② 家庭事情により必要やむを得ない者。
(注) 本人のバイク使用なしには、修学上・家庭生活上著しい支障を来すおそれがあり、他に代替手段のない特別な事情のある者に限る。
 - ③ 校長が必要と認めている者。
- (2) 免許を取得できる者は、「3 運転免許取得の手続き」により校長の承認を受けた者とする。
- (3) 取得できる免許は原則、原付免許のみとする。
- (4) 免許取得を認められた者は、受験およびこれに伴う行為のため、授業や学校行事等を欠いてはならない。
- (5) 免許の使用については、保護者の責任において行う。
- (6) 原則として、学校管理下（登下校・学校教育活動等）外の利用は禁止する。
- (7) 規程に違反して免許を取得した者については、厳正な指導措置を講ずる。
(付則) 既得者で本規程（1）に該当しない者については、事実上の凍結措置をとる。

[バイク通学に関する規程]

- (1) 「公共交通機関のない山間地からの遠距離通学のため、登校に著しい支障を来す者」に限り通学時、駅・バス停留所までのバイク使用を許可することがある（学校までのバイク通学は原則として認めない）。
(注) 「公共交通機関のない山間地からの遠距離通学のため、登校に著しい支障を来す者」とは、原則として利用する駅・バス停留所までの距離が片道3km以上で、かつ自転車での通学が著しく困難であると認められる山間地からの通学者をいう。
生徒・保護者が、免許の取得またはバイクでの通学意思を申し出た段階で、交通指導係が現地調査、あるいは地図での確認を行う。
- (2) 使用できるバイクは原付自転車のみとする。

3 免許取得の手続き

- (1) 免許取得（バイク通学）の意思を担任に申し出る。
- (2) 生徒・保護者・担任、交通指導係との面談を行う。
- (3) 「原付免許取得許可願」に必要事項を記入し、「原付免許取得に関する意見書」とともに学校に提出する。
- (4) 許可された者には校長が「原付免許取得許可証」を発行する。
- (5) 免許取得後は、直ちに「原付免許取得報告書」を校長に提出すること。

4 バイクによる通学の手続

- (1) 正規の手続きで免許取得後、バイクでの通学を希望する者は、下記の書類を学校に提出し、校長の承認を得ること。ただし、使用できるバイクは原付自転車のみとする。また、任意保険に加入すること。
 - ① バイク通学許可願
 - ② 運転免許証の写し
 - ③ 原動機付自転車標識交付証明書の写し
 - ④ 自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - ⑤ 任意保険の証書の写し
- (2) 承認された者には「バイク通学許可証」を交付し、通学に際し原付自転車を使用することを

許可する。また、以下の点について厳守すること。

- ① 事故・違反等があった場合には、ただちに学校へ報告すること。

(付則) 違反等があった場合、悪質なものについては厳正な指導措置を講じるとともに、バイクによる通学許可を取り消し、事実上の免許の凍結措置をとることとする。

- ② 学校が案内する二輪車安全協会等が実施する実技講習会に、毎年必ず参加すること。

- ③ 「バイク通学許可証」が不要となった場合には、速やかに学校に返却すること。

(付則) 通学目的以外で免許を取得した者については、保護者の責任においてこれを使用するものとするが、(2) ①、②に準じることとする。

5 普通免許取得のための教習に関する規程

(1) 普通免許取得のための教習(以下、「普通免許教習」という。)は、次の①、②の条件を満たすものに限り、「3 免許取得の手続き」と同様の手続きで行う。ただし、面談については、生徒・保護者・担任、必要に応じて交通指導係とする。また、提出書類等はすべて「普通免許教習用」を使用すること。

- ① 就職先内定者(公務員試験に合格し就職を希望している者を含む)、および進学先決定者。

- ② 3学年2学期までに未修得単位がなく、「卒業の見込みあり」と校長が認めた者。

(2) 普通免許教習の開始時期は、原則次の通りとする。

- ① 就職先内定者(公務員試験に合格し就職を希望している者を含む)については、冬季休業以降とする。

- ② 進学先決定者については、家庭学習期間以降とする。

(3) 普通免許取得(教習所卒業後の本検受験)は、原則として卒業後とする。

(4) 規程に違反して普通免許教習や普通免許取得をした者については、厳正な指導措置を講じるとともに、事実上の凍結措置をとる。